

令和4年度ライフプランセミナー資料
(第2期)

退職手当制度について



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県教育局教育総務部
教職員課 給与制度・退職手当担当

目次

1 退職手当の概要 (P. 2)

- ・退職手当とは。

2 退職手当の計算方法 (P. 2～P. 19)

- ・どのように金額が決定されるのか。

3 退職手当に係る税金等 (P. 20～P. 23)

- ・退職手当から引かれる額は。

4 退職手当の事務・支給の流れ (P. 24～P. 26)

- ・どのような手続が必要か。
- ・今後のスケジュールは。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

1 退職手当の概要

- 退職手当とは？
⇒民間企業で「退職金」と呼ばれているもの
- 受給者は？
⇒原則、職員本人に支給
- 支払時期は？
⇒原則、退職日から起算して1か月以内
- 支払方法は？
⇒指定の口座へ振込み（支払日後、通知を送付）

2 退職手当の計算方法

（1）退職手当の算出方法は？

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

→①～③を確認する必要がある。

(2) 計算に必要なものは？

- ①
 - ・ 給与明細 → 給料表の種類・級・号給※が記載
(※辞令や履歴書でも確認可能)
 - ・ 給料表 → 給料月額が記載 (P. 36～給料表)
- ②
 - ・ 経歴 (履歴書) → 勤続年数の決定に必要な
休職歴、前歴等が記載
 - ・ 退職手当の支給割合一覧表 (P. 28別表 1)
- ③
 - ・ 退職手当の調整額の区分表 (P. 29別表 2)

(3) モデルケースで退職手当の計算 をしてみましょう。

◎モデルケース：教職花子さん（59歳）

○県立高校の教諭

（給料表 教(1)2級）

○経歴

S60.3.31

大学卒業

S60.4.1 ~ S60.12.31 臨時的任用職員

S61.1.2 ~ S61.3.31 臨時的任用職員

S61.4.1 ~ R 5.3.31 本採用職員

※ H 5.8.10 ~ H 6.3.31 育児休業取得

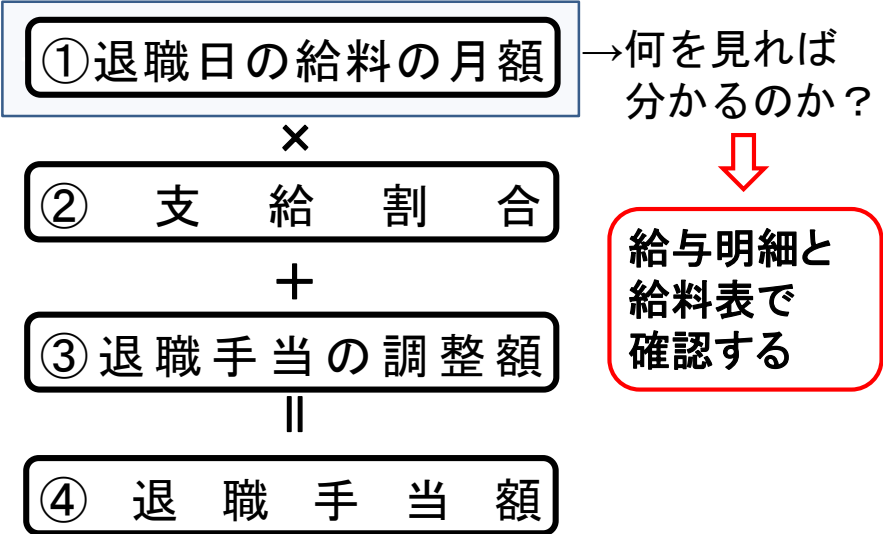
○R4年度末に定年退職予定

計算のステップ

- STEP1:退職日の給料の月額の確認
- STEP2:支給割合の確認
- STEP3:退職手当の調整額の計算
- STEP4:STEP1～4の合計

STEP1:退職日の給料の月額の確認

STEP1：退職日の給料の月額の確認



STEP1:退職日の給料の月額の確認

I. 給与明細で給料表の種類・級・号給を確認する。

令和5年3月分

給与支給明細書

支給年月	所属所名	職員番号	氏名	表	級	号給
			教職 花子	教一	02	134
給料の月額	退職調整額	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	管理職手当
419,996	16,799					

令和4年度の給与明細の給料の月額、給料表の給料月額に1.01571を乗じた額になっている。
→退職手当の計算に用いる給料月額とは異なるので、明細の金額の部分は参照しない。
給料の月額の変更に伴い教職調整額も変更になっていますので、どちらも参照しないでください。

この部分のみ確認。
→花子さんの給料表の種類・級・号給は
・教育職給料表(1)
・2級
・134号給

行政…行政職給料表
医二…医療職給料表(2)
教一…教育職給料表(1)
教二…教育職給料表(2)
栄養…学校栄養職給料表
事務…事務職給料表
技能…技能職給料表

STEP1:退職日の給料の月額の確認

II. 給料表で給料月額を確認する。

教育職給料表
イ 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の版	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,000	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,000	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
～略～						
	133	323,500	413,200			
	134	323,900	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			

☆給料表は、P.36～を参照してください。

・教育職給料表(1)
・2級
・134号給
の給料月額は、
413,500円

STEP1: 退職日の給料の月額の確認

Ⅲ. 給料月額への加算額の確認(1)

※①～③に該当する方のみ

- ①教育職給料表で 1 級、2 級、特 2 級の場合
→教職調整額が加算される。

$$\text{教職調整額} = \text{給料表の給料月額} \times 0.04$$

(1 円未満の端数切捨)

給与明細上の教職調整額は、給料月額に1.01571が乗じられていることに伴い、退職手当の計算に用いる額とはなっていません。御注意ください。

- ②教育職給料表で 3 級の場合
→教育職給料表 (1) ……7,700円が加算される。
教育職給料表 (2) ……7,500円が加算される。

STEP1: 退職日の給料の月額の確認

Ⅲ. 給料月額への加算額の確認(2)

※①～③に該当する方のみ

- ③特別支援学校に勤める教育職員や特別支援学級を担当する教育職員で、給料の調整額が支給されている場合。(給与明細の「給料の調整額」欄に記載がある、特別支援学級担当の場合履歴書にその旨記載がある。)

→給料の調整額が加算される。

◎給料の調整額表

	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
教育職給料表(1)	9,000円	11,100円	11,500円	12,200円	13,100円
教育職給料表(2)	8,400円	11,000円	11,300円		

ただし、表の額が給料月額の4.5%を超える場合は、給料月額の4.5%
(1 円未満の端数切捨)

STEP1:退職日の給料の月額の確認

IV. 退職日の給料の月額を算出する

退職日の給料の月額は、

IIで確認した給料表の給料月額（全員）

+

Ⅲで確認した給料月額への加算額（該当者のみ）

花子さんの場合
 ◎給料月額 $413,500\text{円} + \text{教職調整額}16,540\text{円}$
 (教職調整額 $=413,500 \times 0.04$)

退職日の給料の月額は、**430,040円**となる。

※注意

STEP1:退職日の給料の月額の確認

☆技能職の「退職日の給料の月額」について

給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置が適用される可能性があります。

○経過措置が適用される技能職員……

平成30年4月1日の給料の切替え前の給料月額を用いて計算した退職手当の額※が、現在の級号給の給料月額を用いて計算した退職手当の額よりも多い方。

※給料の切替え前の給料月額を退職手当の計算に用いる場合、**注意！！**
支給割合は平成30年3月31日時点の勤続年数のものになります。

勤続年数に
注意！！

令和5年3月分 給与と支給明細書

支給年月	所属所名	職員番号

給料表の切替えに伴う経過措置が適用されています。経過措置を含まない給料

「経過措置を含まない給料月額」の記載

お知らせ

給与明細のお知らせ欄に「経過措置
を含まない給料月額」という記載が
ある場合、退職手当の計算にも経過
措置が適用される可能性があります。
⇒詳しく確認したい場合は、教職員
課にお問い合わせください。

STEP1: 退職日の給料の月額の確認

※注意

◎勸奨退職について
勸奨退職の加算条件

- ①勤続20年以上
- ②定年から15年を減じた年齢以上
- ③定年の退職日から1年前までに
勸奨により退職

⇒3つの条件全てを満たす場合は
「給料の月額」に加算があります。

STEP1: 退職日の給料の月額の確認

◎勸奨退職の「退職日の給料の月額」

給料表で確認した額に一定割合を加算した額が
「退職日の給料の月額」となる

年齢 (60歳定年)	45 (歳)	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
年齢 (63歳定年)	48 (歳)	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
加算率	45 (%)	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	2

⇒仮に教職花子さんが57歳で、勸奨退職した場合

430,040円

× 1.09

=

468,743.6円

【給料表で確認した給料の月額】 【加算率】 【退職日の給料の月額】

STEP 2 : 支給割合の確認

STEP2: 支給割合の確認

【教職花子さんの場合】

①退職日の給料の月額

→430, 040円

×

② 支給割合

→どのように決まるのか？

+

③退職手当の調整額

||

④ 退職手当額

◎支給割合とは？

STEP2: 支給割合の確認

支給割合は、退職事由 及び 勤続年数 で決定される。

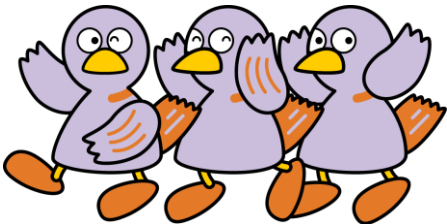
退職事由 勤続年数	自己都合	定年 任期满了 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1 年	0. 5022	0. 837		0. 837	1. 2555
～	～	～	～	～	～
3 4 年	38. 7531	46. 83015	46. 83015	38. 7531	46. 83015
3 5 年	39. 7575	47. 709	47. 709	39. 7575	47. 709
3 6 年	40. 7619	47. 709	47. 709	40. 7619	47. 709
3 7 年	41. 7663	47. 709	47. 709	41. 7663	47. 709
3 8 年	42. 7707	47. 709	47. 709	42. 7707	47. 709
～	～	～	～	～	～

STEP2: 支給割合の確認

◎退職事由

退職事由の種類

- ・ 定年退職
- ・ 勸奨退職
- ・ 自己都合退職
- ・ 公務外傷病退職…等



埼玉県マスコット「コバトン」

→それぞれの退職事由で支給割合が異なる

STEP2: 支給割合の確認

◎勤続年数

職員としての在職期間(a)に下記のb～dの処理をした期間

a 職員としての在職期間
＝職員になった日の属する月から
退職した日の属する月までの期間

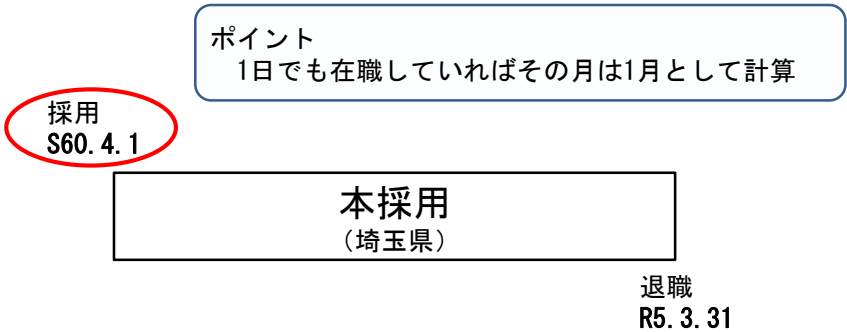
- b 前歴の期間の通算
c 休職期間等の除算
d a～cにより算出した期間のうち、
1年未満の月数がある場合、その月数を切捨て

STEP2:支給割合の確認

a 職員としての在職期間

どのように計算するのか？

例 1 : S60. 4. 1～R5. 3. 31 本採用職員 の場合



⇒ 在職期間は 38年0月 となる

STEP2:支給割合の確認

b 前歴期間の通算

○勤続年数に通算し得る前歴

⇒以下の常勤の職員としての引き続いた在職期間

- ・ 埼玉県の本採用職員
- ・ 埼玉県の臨時的任用職員
- ・ 国家公務員
- ・ 他の地方公務員
- ・ 特定地方公社職員
- ・ 特定公庫等職員
- ・ 特定一般地方独立行政法人職員 等

○通算し得る前歴が以下の2つの条件を満たす場合

⇒勤続年数に通算できる

条件 1 : 前歴退職時に退職手当を受けていない

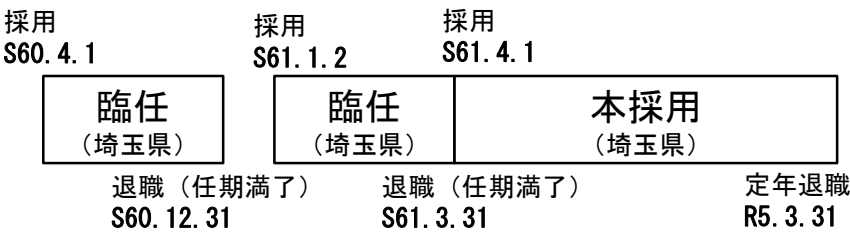
条件 2 : 引き続き 1 日も空けずに
採用されている

STEP2:支給割合の確認

b 前歴期間の通算

○どのような場合に前歴を勤続年数に通算できるか？

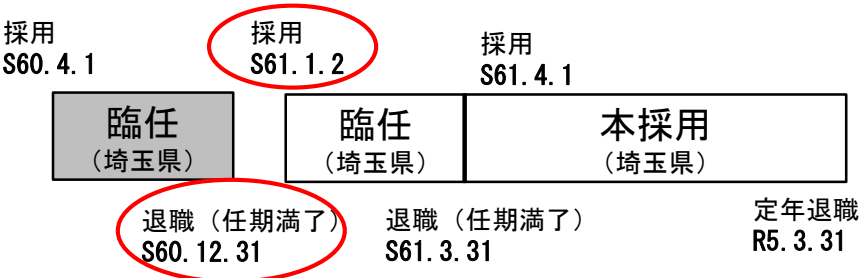
例 2：教職花子さんの場合



STEP2:支給割合の確認

b 前歴期間の通算

○前歴を通算しない場合

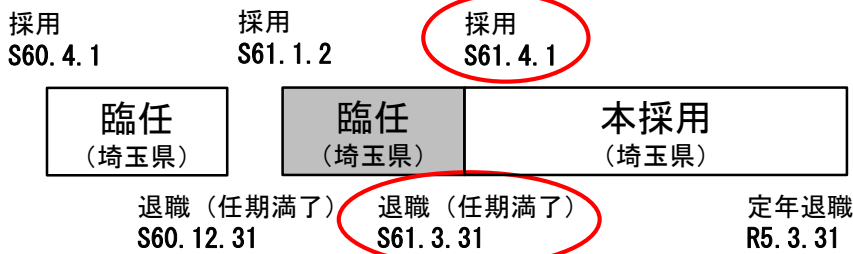


1 日以上空けて採用 = S60.4.1～S60.12.31の期間は通算しない

b 前歴期間の通算

STEP2:支給割合の確認

○前歴を通算する場合



1 日も空けず採用 = 通算する

➡ { S61. 1. 2 ~ S61. 3. 31 (3月)
 +
 S61. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (37年) } = 37年3月

c 休職期間等の除算

STEP2:支給割合の確認

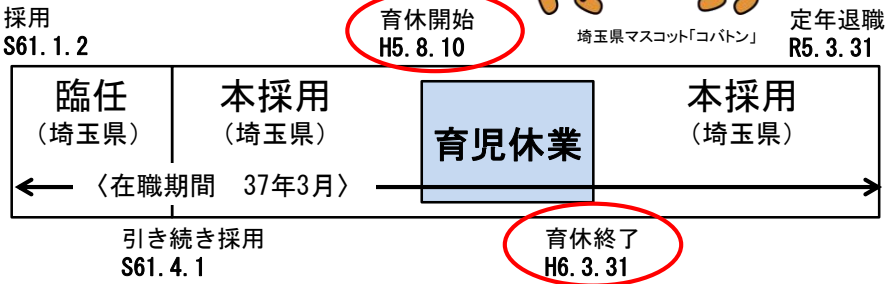
○除算する割合

- 1 病気休職等 (下記以外の休職) → 1 / 2 除算
- 2 組合専従による休職期間 → 全期間除算
- 3 育児休業 (子が 1 歳に達した日の属する月まで)
→ 1 / 3 除算※
- ※平成4年3月31日以前に育休が満了となった人は 1 / 2 除算
- ※子が 1 歳に達した日の属する月の翌月以降は 1 / 2 除算
- 4 育児短時間勤務をした期間 → 1 / 3 除算
- 5 自己啓発等休業 → 全期間除算
(一定要件を満たすものは 1 / 2 除算)
- 6 配偶者同行休業 → 全期間除算

c 休職期間等の除算

STEP2:支給割合の確認

○除算期間の計算例
(教職花子さんの場合)

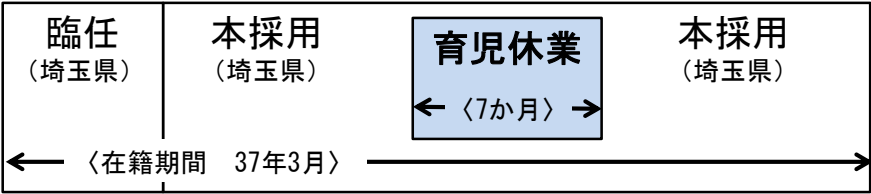


➡ 月の初日から末日まで休んだ期間が対象
= H5年9月～H6年3月の7か月

c 休職期間等の除算

STEP2:支給割合の確認

○除算期間の計算例 (教職花子さんの場合)



➡ 育児休業の場合 1/3 (※) を除算
= 7か月 × 1/3 = 2.33…月除算

※1/3除算は、子が
1歳に達した日の属
する月まで

➡ 在職期間から除算
= 37年3月 - 2.33…月 = 37年0.66…月

d 端数月の切捨て

○端数月の計算例（教職花子さんの場合）

➡ 37年0.66ヶ月
→ 37年（1年未満の月数切捨て）

➡ 教職花子さんの勤続年数は
37年

◎支給割合一覧表の見方
(P. 28別表 1 参照)

退職事由 勤続年数	自己都合	定年 任期満了 公務上死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1 年	0. 5022	0. 837		0. 837	1. 2555
～	～				～
3 4 年	38. 7531	46. 8015	46. 8015		46. 8015
3 5 年	39. 7575	47. 709	47. 709		47. 709
3 6 年	40. 7619	47. 709	47. 709		47. 709
3 7 年		47. 709	47. 709	41. 7663	47. 709
3 8 年	42. 7707	47. 709	47. 709	42. 7707	47. 709
～	～	～	～	～	～

教職花子さんの場合
退職事由：定年
勤続年数：37年
↓
支給割合：47. 709

STEP3:退職手当の調整額の計算

STEP 3 : 退職手当の調整額の計算

【教職花子さんの場合】

①退職日の給料の月額

→430,040円

×

②支給割合

→47.709

+

③退職手当の調整額

→どのように決まるのか？

||

④退職手当額

STEP3:退職手当の調整額の計算

◎退職手当の調整額とは？

【定義】

平成8年4月1日から退職日の属する月までの在職期間を、月ごとに、P.29別表2に定める区分に分類し、調整月額の高い順に60月分を加算するもの。

STEP3:退職手当の調整額の計算

◎退職手当の調整額の区分表の見方
(P. 29別表 2 参照)

職員の 区分	調整月額	行政職		教育職(1) 教育職(2)	事務職	
		旧級	新級		旧級	新級
第1号	70,400円	—	10級	—	—	—
～						
第4号	54,150円	9級	7級	4級 (管理職手当1種以外)	—	—
第5号	43,350円	8級	6級	3級	8級	6級
				特2級・2級 (大卒経験36年超)		
第6号	32,500円	7級	5級	特2級・2級 (大卒経験27年超)	7級	5級

STEP3:退職手当の調整額の計算

◎退職手当の調整額の区分表の見方

例1：小・中学校の教頭の場合

職員の 区分	調整月額	行政職		教育職(1) 教育職(2)	事務職	
		旧級	新級		旧級	新級
第1号	70,400円	—	10級		—	—
～						
第4号	54,150円	9級	7級	(管理職手当1種以外)	—	—
第5号	43,350円	8級	6級	3級	8級	6級
				特2級・2級 (大卒経験36年超)		
第6号	32,500円	7級	5級	特2級・2級 (大卒経験27年超)	7級	5級

STEP3:退職手当の調整額の計算

◎退職手当の調整額の計算例

例 2：教職花子さんの場合

上位の区分から
先に適用する。

・ 第 5 号 特 2 級・ 2 級（大卒経験 3 6 年超） の期間
43,350円 × 24月 = 1,040,400円
【調整月額】 【当該区分月数】

・ 第 6 号 特 2 級・ 2 級（大卒経験 2 7 年超） の期間
32,500円 × 36月 = 1,170,000円
【調整月額】 【当該区分月数】

1,040,400円 + 1,170,000円 = 2,210,400円
【調整額】

STEP3:退職手当の調整額の計算

◎調整額の目安（教育職の場合）

級	在級年数	退職手当の調整額
4 級 (管理職手当 1 種以外)	5 年超	3,249,000円
3 級	5 年超	2,601,000円
特 2 級／ 2 級	勤続 3 8 年	2,210,400円
	勤続 3 2 年	1,950,000円
特 2 級	勤続 2 7 年 (かつ在級 5 年超)	1,950,000円
2 級	勤続 2 7 年	1,626,000円
	勤続 1 5 年	1,626,000円

STEP3:退職手当の調整額の計算

◎調整額の計算にあたっての留意点

退職事由や勤続年数によっては、調整額が減額、あるいは不支給となることがある。

退職事由	勤続年数	制限
自己都合以外	4 年以下	別表 2 により計算した調整額の1 / 2
自己都合	10 年以上 24 年以下	別表 2 により計算した調整額の1 / 2
	9 年以下	支給しない

STEP4:STEP1～3の合計

STEP4：STEP 1 ～ 3 の合計

モデルケース教職花子さんの退職手当額

①退職日の給料の月額

430,040円

×

②支給割合

47.709

+

③退職手当の調整額

2,210,400円

||

④退職手当額

22,727,178円

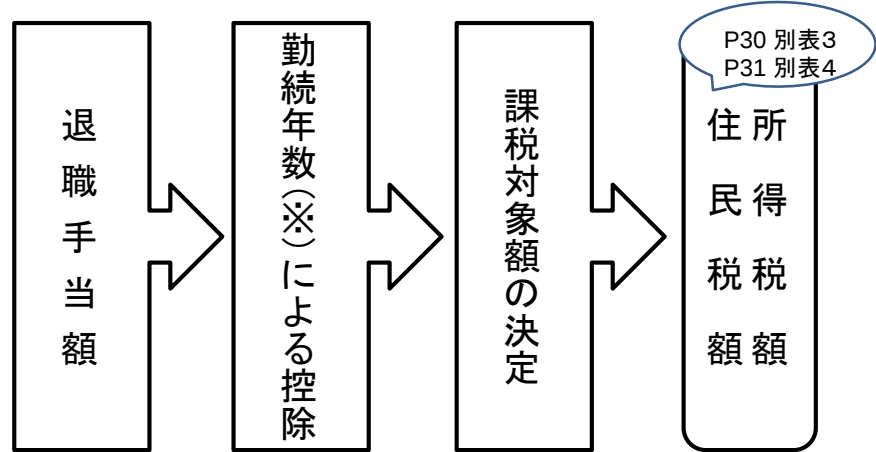
3 退職手当に係る税金等

(1) 退職手当額から引かれるもの
→以下①～③の3種類

- ①「退職手当」に課される税金
 - ・所得税（復興特別所得税含む。）
 - ・住民税（市町村民税、都道府県民税）
- ②「前年収入」に課されている税金
 - ・一括徴収住民税
 - ※給与からの徴収ができなくなる4，5月分の住民税を、退職手当から一括して徴収するもの。
- ③貸付返済金（共済組合・互助会の貸付を受けている方のみ）

所得税・住民税

(2) 所得税、住民税について
退職手当額と勤続年数(※)により決定する



※税法上の勤続年数＝「在職期間(1年未満の端数切上げ)」

P20

◎勤続年数による控除

控除額の計算式

○勤続20年未満の場合

⇒ 40万円 × 勤続年数 (※)



埼玉県マスコット「コバトン」

○勤続20年以上の場合

⇒ 800万円 + 70万円 × (勤続年数※ - 20年)

※税法上の勤続年数 = 「在職期間(1年未満の端数切上げ)」

◎課税対象額の求め方

→ 退職手当額 - 勤続年数による控除金額

教職花子さんの場合

- ・退職手当額 : 22,727,178円 ÷ 2272万円
- ・勤続年数 : 在職期間37年3月 → 38年



控除額

= 800万円 + 70万円 × (38年 - 20年)
= 2060万円



課税対象額

= 2272万円 - 2060万円 = 212万円

所得税・住民税

◎退職手当の税額表（P. 30別表 3）

例：課税対象額（＝所得控除後の額）が250万円の場合

別表 3 退職手当の税額表（概算）	
税額表（所得税・住民税の合計額）	
所得控除後の額	税額
150万円	114,000円
200万円	152,000円
250万円	189,000円
～	～

教職花子さんの所得税・住民税は概算で189,000円
※詳しく計算する場合はP.31別表4参照

一括徴収住民税

（3）一括徴収住民税

4・5月分の住民税

令和5年3月分

給与支給明細書

支給年月	所属所名			勤番番号	氏名			表	級	号給
								XX	XX	XXX
支給総額	給料の月額	(給料の調整額)	退職調整額	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	管理職手当	農漁手当	
	XXXXXX		XXXXX							
	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	月額特種勤務	日額特種勤務	常日直手当	管理職特別加給	通勤手当	産業教育手当	
	定時制通信	教員特別手当	専任赴任手当	期末手当	勤勤手当	特給手当	へき地手当			支給総額
控除額	共済年金(短期)	共済年金(介護)	共済年金	「住民税」の2ヵ月分			期末共済(短期)	期末共済(介護)		
	互助会(非課税)	互助会(課税)	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料					課税対象額
	所得税	住民税	共済返済金	互助会返済金	団体生命	グループ保険	財形貯蓄	損害保険	その他控除	
		40,000								控除額計

（４）試算シート

退職手当の計算をするための「試算シート」を下記ホームページに掲載しています。

○県立学校・課所館の方

→分野別ポータル（県庁LAN）

（教職員課→給与制度・退職手当担当のページ）

<http://bunya/docs/2015051200031/>

→教職員ポータル（学校間ネットワーク）

（トップページ「お知らせ」掲載。見つからない場合は検索欄より「退職手当」で検索）

<http://ts.spec.ed.jp>

（４）試算シート

○市町村立学校の方

→学校支援コミュニケーションサイト

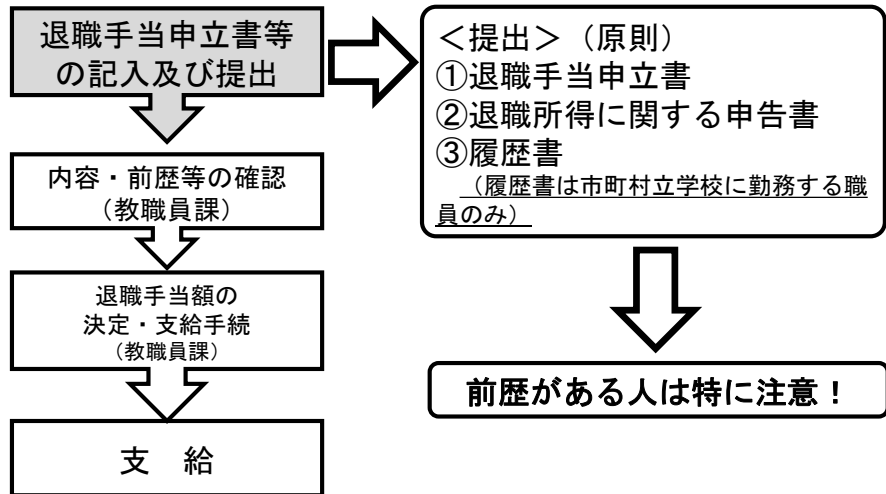
（通知・通達集→教職員課のページ）

<https://ecsweb.center.spec.ed.jp/sw/>

※コミュニケーションサイトに入るには所属ごとのパスワードが必要になります。

4 退職手当の事務・支給の流れ

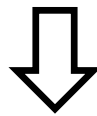
(1) 事務の流れ



◎提出後、内容に変更・誤りがあった場合

(例)

- ・振込口座を変更したい
(給与第1口座→その他の口座)
- ・退職後、転居が決定した
- ・休職等を新たに取得又は更新した
等



「内容変更報告書」を提出

◎支給時期

退職手当申立書等
の記入及び提出

内容・前歴等の確認
(教職員課)

退職手当額の
決定・支給手続
(教職員課)

支 給



埼玉県マスコット「コバトン」

<原則>
退職後 1 か月以内
(年度末退職
⇒ 4 月 30 日まで)

<例年の支給日>
4 月 25 日～30 日

具体的な支給日に関するお問合せには御回答することができません。
何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 裁定通知書・源泉徴収票

○退職手当支給後、裁定通知書と源泉徴収票をご自宅宛に発送します。

※発送は支給日後となります。

○裁定通知書

→退職手当の計算結果が記載されます。

主な記載事項：退職日、氏名、勤続期間、裁定額（退職手当額）、
控除額（税金、貸付返還金等）、差し引き支給額 等

(2) 裁定通知書・源泉徴収票

○源泉徴収票
→退職所得の源泉徴収票です。
※紛失に御注意ください。

例)

令和05年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票				
支払を受ける者	住所又は居所	〒		
	令和5年1月1日の住所			
	氏名	(役職名)		
区分	支払金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額(円)	
			市町村民税	道府県民税
所得税法第104条第1項第1号並びに地方税法第106条の6第1項第1号及び第108条の6第1項第1号適用分				
所得税法第104条第1項第2号並びに地方税法第106条の6第1項第2号及び第108条の6第1項第2号適用分				
所得税法第104条第2項並びに地方税法第106条の6第2項及び第108条の6第2項適用分				
退職所得控除額	勤続年数		就職年月日	退職年月日
円	年			
(摘要)				
支払者	住所又は所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1		
	氏名又は名称			

(3) スケジュールまとめ

手 続 き	時 期
退職手当申立書等の記入及び提出	定年： 9月～10月頃 勧奨： 12月～ 1月頃
内容・前歴等の確認 (教職員課)	退職手当申立書等提出後、随時 ☆必要に応じて内容変更報告書又は申立取下報告書※を提出
退職手当額の決定・支給手続	※申立取下報告書……退職手当の申立を取下げる際に提出するもの。
支給	退職後1か月以内 (例年4月25日～30日頃)
裁定通知書・源泉徴収票送付	支給日後 (例年5月初旬～中旬頃)